

新型コロナウイルス対策テイクアウト容器 購入支援事業補助金

新型コロナウイルス感染拡大防止の取組を進める中で、飲食店では、持ち帰り（テイクアウト）需要が増加しています。飲食物のテイクアウト時には、使い捨てのプラスチック製容器が使用されることが多く、廃棄量の増加が見込まれています。

桐生市では、テイクアウト需要に対応し、テイクアウト容器のリサイクル等を推進する飲食店を応援することを目的として容器購入に対する補助を実施します。

補 助 金 制 度 概 要	
申請受付	申請受付期間 令和 3 年 7 月 1 日(木) から令和 4 年 2 月 28 日(月) まで 受 付 場 所 環境課（市役所 本館 2 階） 受 付 時 間 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分 ※先着順で受け付けます。 郵送でも受付可能。（当日消印有効） ※土曜・日曜・祝日・年末年始は受け付けできません。
対象者	○法人の場合、市内で飲食店を営む事業者 ○個人事業主の場合、市内に住所を有する事業者 ○市税を滞納していない方（納税猶予の許可を受けている場合を除く） ○営業に関して必要な許認可等を取得している方 ※前年度の同事業（令和 2 年 12 月～令和 3 年 3 月実施）において、既に上限額 10 万円まで交付を受けている方は、今回は申請いただけません。 前年度上限まで交付を受けていない方は、前年度交付を受けた分と合わせて上限額の 10 万円までは申請いただけます。
補助対象 及び 補助金額	※令和 3 年 4 月 1 日以降に購入したものが対象となります ・リサイクル等可能なテイクアウト容器 購入金額の 10 分の 10 上限 1 0 0, 0 0 0 円 ※購入金額には消費税額は含まれません。 事業費総額：上限 10 万円×50 事業者＝500 万円 （先着順。予算額に達し次第終了。） 補助対象 ・リサイクルが可能な紙製容器。内側のビニールを剥がして古紙再生できるもの ・バガス（さとうきびの搾りかす）紙や再生紙を使用した容器 ・植物由来の原料を使用したバイオマスプラスチック容器 など ※購入予定の容器が補助対象となるか不明な場合は、 環境課までお問い合わせください

申請に必要な書類については裏面をご覧ください

補助金の交付を受けようとする方は、受付期間内に、次の書類を提出してください。

書 類 名	備 考
新型コロナウイルス対策 テイクアウト容器購入支 援事業補助金 交付申請書兼完了報告書	様式第 1 号
新型コロナウイルス対策 補助金 交付請求書	様式第 3 号
領収書の写し	申請者（支払者）氏名、日付、金額内訳、購入品 名、発行者（販売者）が記載されているもの。
（領収内訳書の写し）	補助の対象となる経費（本体購入価格・消費税込 み）が領収書の金額の一部である場合や、内訳の 記載がない場合などは、内訳書を添付してくださ い。
仕様書等の写し	購入した容器等が、リサイクル等可能容器である ことが分かる仕様書等の写し
営業許可証の写し	飲食店営業許可証、喫茶店営業許可証等、食品営 業許可を受けていることが分かるものの写し

交付申請書兼完了報告書及び交付請求書は、桐生市のホームページからダウンロードできますので、印刷してお持ちください。

また、市役所 2 階環境課、新里支所、黒保根支所でも配布しています。

申請に
必要な
書類

その他

- ・ 申請書に押印は不要です。
- ・ 記載内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消してください。
（修正液の修正は不可ですのでお気を付けください）

【申請書類等提出・問合せ先】 桐生市役所 環境課 環境保全担当
〒376-8501 群馬県桐生市織姫町1番1号
電 話(0277)46-1111（内線313・320） F A X(0277)43-1001（代表）